

チェックポイント

外国提供規制強化について実務対

応として実施すべきことを前頁図表4にまとめたので、参考にされたい。なお、「外国提供が将来発生した際に対応すればよい」というフローに進んだ場合も、今後、現場において外

国提供規制を知らずに外国提供してしまうことがないよう、教育・規程類の整備が必要であろう。

第2章

これまでよりも具体的な記載が必要 安全管理措置等の公表等に関する義務の留意点

Aに提供する場合、(4)法令に基づき場合等の個人情報保護法27条1項各号に該当する場合のどの法的スキームで、個人データを外国提供するかを確認する必要がある。

事実確認が終わって、(1)、(2)に該当する場合があることがわかれば対応が必要である。(1)、(2)の場合とも、外国の個人情報保護法制の確認や提供先の個人情報保護措置の確認などに苦勞する場合も想定されるが、これらは外国提供先との契約で、外国提供先に対し協力義務を課す方法も考えられる。その場合は、外国提供先からの報告内容・方法・頻度も契約上などであらかじめ決定しておいたほうがよいだろう。また、外国の個人情報保護法制については、事業者が確認するよりも日本の行政当局が確認すべきという意見が多く、これを受け、内閣府の外局である個人情報保護委員会にて調査も行われる。

米国、中国、韓国、インド、シンガポールなどの31の国と地域について調査が行われ、調査結果が公表されているので、これを必ず確認するとよいだろう。そのうえで、自社としての情報提供内容と情報提供方法を検討し確定していくことが必要だ。

④ <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

【この章のエッセンス】

- プライバシーポリシー等で安全管理措置について公表等する義務が新設された。「個人情報保護法に沿って安全管理措置を実施している」といった抽象的な内容では足りず、安全管理措置の具体的項目ごとに自社で実際に講じている措置を明らかにすることが必要となる。
- 外国提供に該当する場合でも、しない場合でも、外国で個人データを取り扱っていれば、外国の国名や個人情報保護法制の把握が必須

になる。国名の公表等も必要である。外国クラウドのほか、外国サーバを利用した国内クラウドも、これに該当するので留意である。

- ターゲティング広告等を行っている場合、利用目的の明確化も必須である。

法改正の概要

2020年法改正により民間企業は、安全管理措置とプロファイリング等についての公表等義務に対応する必要が有る。

これらは、3つに分解することができる。1つは安全管理措置についての公表である。これはどのような場合でも対応が必須となる。2つ目は安全管理措置の一種ではあるが、外的環境の把握についての公表である。これは個人データを外国で取り扱う場合に対応が必須となる。個人データを外国で取り扱う場合は外国提供よりも範囲が広く、たとえば自社の外国派出所や、自社管理の外国サーバ、他社クラウドの外国サーバで個人データを取り扱う場合等がこれに該当する。3つ目はプロファイリング等の公表等である。これは、